

(参 考)

## 静岡県特別職報酬等審議会の過去の開催実績

※平成14年以降

年度	開催 年月日	諮問事項	答申 (意見) 年月日	答申(意見)内容
H14	H14. 11. 12	議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額	H14. 11. 22	報酬等減額 (知事▲1万円)
H16	H16. 10. 25	議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額	H16. 11. 4	据置き
H18	①H18. 11. 24 ②H18. 12. 26 ③H19. 1. 9 ④H19. 1. 26	議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事及び出納長の期末手当及び退職手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額	H19. 1. 29	報酬等減額 (知事▲4万円) 等
H21	①H21. 9. 10 ②H21. 10. 15 ③H21. 10. 29 ④H21. 11. 6 ⑤H22. 1. 8 ⑥H22. 1. 22	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・非常勤行政委員会委員の報酬の額及び支給方法	H21. 11. 17 H22. 2. 1	報酬等減額 (知事▲1.2万円) 非常勤行政委員会委員報酬日額化
H23	H23. 11. 14	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額	H23. 11. 15	報酬等減額 (知事▲1.1万円)
H25	①H25. 11. 21 ②H25. 12. 3 ③H25. 12. 26	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額 ・議員の期末手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額 ・特別職職員の退職手当のあり方	H26. 1. 16	据置き
H27	H27. 11. 12	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見依頼) ・知事、副知事の期末手当及び退職手当の額 ・議員の期末手当の額 ・その他の常勤の特別職の給料月額、期末手当及び退職手当の額	H28. 1. 20	報酬等増額 (知事+1.4万円)
H29	H29. 11. 17	議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額 (意見) ・開催頻度(知事任期のうち早い段階で1度諮問することが適当)	H29. 11. 20	据置き

## 平成18年度 特別職報酬等審議会の概要

### 1 諮問

#### (1) 背景

「分権型社会システムへの転換に備え、給与全般について、制度の根本に立ち返った審議が必要である」との知事の厳しい認識に基づき、本来の諮問事項である知事、副知事及び議員の給料月額に加え、**期末手当や退職手当を含めた一任期中に支給される総額についても審議することとなった。**

#### (2) 内容

区 分	諮問(意見)
知事及び副知事	給料月額 (期末手当、退職手当)
議員	報酬月額 (期末手当)
その他の常勤の特別職	(給料月額、期末手当、退職手当)

### 2 審議会

#### (1) 論点

- ア 一任期(4年間)の支給総額の水準
- イ 退職手当の水準
- ウ 期末手当の算定方法を国の特別職と同様とするか
- エ 給料月額の水準

#### (2) 答申(意見)

- ア 一任期(4年間)の支給総額の水準  
支給総額の適正水準は、現行の給与抑制後の実支給額から5%程度減額とする。(抑制前の条例上の規定額からは9%程度減額)
  - ・ 他の都道府県の特別職の給料月額が平均して5%超削減されていること及び静岡市並びに浜松市の特別職の支給総額も5%超の削減が見込まれていること。
  - ・ 特別職の給与水準は、その団体の財政状況を考慮して決定すべきであり、抑制措置を行っていることを考慮すれば、抑制後の実支給額から5%程度を減額する。
- イ 退職手当  
一任期の職責を全うしたことに對する一時金として支給される報償であるという性格にかんがみ、知事は4,000万円程度、副知事は2,000万円程度とする。
- ウ 期末手当  
国の特別職と同様の算定方式に改める。
  - ・ 国や国と同じ算定方式を採用している他府県と本県を比較した場合に、異なる算定方式で期末手当を支給する特殊性は本県には見当たらない。
- エ 給料月額  
最近の他の都道府県知事の給料月額の改定で月額を増額したものがないことから、現行の額を若干下回る程度とする。

#### ※ 開催時期

第1回	第2回	第3回	第4回	答申
H18.11.24	H18.12.26	H19.1.9	H19.1.26	H19.1.29

(参考)

## 答申及び意見の概要

## 1 知事

一任期（４年間）の支給総額の水準は、現行制度が定める額により算出した支給総額から９％程度減額、現行の実支給額（期末手当 15%抑制後）から 5％程度減額とする。

	現行	答申・意見
給料月額	135 万円	131 万円
退職手当の支給割合	75/100	65/100

## 2 副知事

一任期（４年間）の支給総額の水準は、現行制度が定める額により算出した支給総額から８％程度減額、現行の実支給額（期末手当 10%抑制後）から 5％程度減額とする。

	現行	答申・意見
給料月額	108 万円	107 万円
退職手当の支給割合	50/100	40/100

## 3 議員

一任期（４年間）の支給総額の水準は、３％程度減額とする。

報酬月額	現行	答申
議長	108 万円	103 万円
副議長	96 万円	91 万円
議員	88 万円	84 万円

## 4 その他の常勤の特別職

（人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、がんセンター事業の管理者）  
一任期（４年間）の支給総額の水準は、５％程度減額とする。

	現行	意見
給料月額	76 万円	75 万円
退職手当の支給割合	18/100	15/100

## 5 期末手当

算定方法は、国の特別職と同様のものに改める。

	現行	意見
常勤の特別職	$1.2 \times 4.4 = 5.28$ 月	$1.45 \times 3.35 = 4.8575$ 月
議員	$1.4 \times 3.3 = 4.62$ 月	

## 6 退職手当

在職期間の計算は、特別職職員となった日から退職した日までの月数によることとする。（一月に満たない端数がある場合は、切り捨てる。）

## 7 改定の実施時期

平成 19 年 4 月 1 日

## 平成21年度 特別職報酬等審議会の概要

### 1 諮問等

- ・ 前回審議会(平成18年度)から3年経過したため、この間の社会経済情勢等の変化に照らし、知事・副知事の給料及び議員の議員報酬の改定の必要性について諮問
- ・ 併せて、非常勤の行政委員会委員の報酬について、支給方法(月額か日額か)及び額について意見を求めた

### 2 審議経過

回次	開催日	審議内容
第1回	平成21年9月10日	審議会の進め方、論点整理
第2回	平成21年10月15日	行政委員会事務局のヒアリング、知事の給料の改定等
第3回	平成21年10月29日	行政委員会事務局のヒアリング 知事、副知事及び議員の給料の改定等
第4回	平成21年11月6日	行政委員会委員の報酬の支給方法
答申及び意見	平成21年11月17日	知事、副知事、議員の給料の引下げ改定 行政委員会委員の月額報酬の額の引下げ改定
第5回	平成22年1月8日	行政委員会委員の報酬の支給方法
第6回	平成22年1月22日	行政委員会委員の報酬の額、意見書整理
意見	平成22年2月1日	行政委員会委員報酬の日額化、報酬額

### 3 答申及び意見(平成21年11月17日)

	内 容	改定時期																								
答申	特別職職員について、その職務や職責の重要性は認識するものの、現下の社会経済情勢や本県の財政状況などを総合的に勘案し、一般職職員の給与の3年間の累積較差率マイナス0.85%を上回る減額とする。	H21.12.1																								
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>答申</th> <th>引下げ額・率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>1,310千円</td> <td>1,298千円</td> <td>12千円(0.92%)</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>1,070千円</td> <td>1,060千円</td> <td>10千円(0.93%)</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>1,030千円</td> <td>1,021千円</td> <td>9千円(0.87%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>910千円</td> <td>902千円</td> <td>8千円(0.88%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>840千円</td> <td>832千円</td> <td>8千円(0.95%)</td> </tr> </tbody> </table>			現行	答申	引下げ額・率	知事	1,310千円	1,298千円	12千円(0.92%)	副知事	1,070千円	1,060千円	10千円(0.93%)	議長	1,030千円	1,021千円	9千円(0.87%)	副議長	910千円	902千円	8千円(0.88%)	議員	840千円	832千円	8千円(0.95%)
			現行	答申	引下げ額・率																					
	知事		1,310千円	1,298千円	12千円(0.92%)																					
	副知事		1,070千円	1,060千円	10千円(0.93%)																					
	議長		1,030千円	1,021千円	9千円(0.87%)																					
副議長	910千円	902千円	8千円(0.88%)																							
議員	840千円	832千円	8千円(0.95%)																							
意見	非常勤の行政委員会委員の報酬を、議員報酬等と同様に減額する。																									

### 4 意見(平成22年2月1日)

- 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法  
日額化すべき行政委員会を2委員会から全9委員会までとする5案を併記
- 非常勤の行政委員会委員の報酬の額(日額とした場合)  
委員長又は会長 日額38,900円  
委員 日額35,400円

## 平成 23 年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

### 1 諮問内容

前回審議会（平成 21 年度）から 2 年経過したため、この間の社会経済情勢等の変化に照らし、知事・副知事の給料及び議員の議員報酬の改定の必要性について諮問

### 2 審議内容及び答申内容

知事の給料月額等について、一般職の改定率の累積分(22～23 0.79%)を基本として以下のとおり引き下げるよう意見集約がなされた。

	現行の月額	改定後の月額	引下げ額	引下げ率	年間給与（増減額）
知 事	1,298,000円	1,287,000円	11,000円	0.85%	2,095万円(▲18万円)
副知事	1,060,000円	1,051,000円	9,000円	0.85%	1,711万円(▲15万円)
議 長	1,021,000円	1,012,000円	9,000円	0.88%	1,647万円(▲15万円)
副議長	902,000円	894,000円	8,000円	0.89%	1,455万円(▲13万円)
議 員	832,000円	825,000円	7,000円	0.84%	1,343万円(▲11万円)

※ その他の常勤特別職（人事委員会の常勤委員、常勤の監査委員及びがんセンター事業管理者）743,000円→737,000円(△6,000円 △0.81%)

#### (1) 知事の給料に関する意見

- 本県の県勢の状況、知事の職務・職責を勘案すると、現行の給与水準は決して高くはないが、東日本大震災後の状況や今後の本県経済の先行きが厳しいことなどを念頭に置かなくてはならない。
- 退職手当をカットしている点を含め、任期中の総報酬で考えると現状維持もあり得るが、今年度の状況では、県民の理解を得ることが大きな要素。一般職の改定率の累積に準じて引き下げれば良いのではないか。

#### (2) 副知事及びその他の常勤の特別職の給料並びに議員の議員報酬

知事の改定の考え方と同様に改定することが適当である。

#### (3) 改定時期

一般職の改定が見込まれる平成 23 年 12 月とすることが適当である。

※開催日：平成 23 年 11 月 14 日、答申日：平成 23 年 11 月 15 日

## 平成25年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

---

### 1 審議事項

- (1) 議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額
- (2) 知事等の退職手当のあり方

### 2 審議結果

#### (1) 議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額

現行の額を据え置くことが適当である。

<理由等>

○議員報酬及び給料に加えて、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額で比較すると、本県の水準は、経済力や財政力が類似する他の都道府県に比べて低いものの、依然厳しさの続く本県経済の状況などを勘案すると、水準を引き上げることが県民の理解が得られない。したがって、現行の額を据え置くことが適当である。

○ただし、他の多くの都道府県では、昨年度の一般職の退職手当の引下げに伴い、特別職の退職手当を引き下げていることから、今後の他の都道府県の退職手当の改定状況に留意する必要がある。

#### (2) 知事等の退職手当のあり方

○特別職の退職手当の性格は、任期中の功労に対する報償と考えられる。

○公選の知事の退職手当については、他の特別職と異なる特別な意味は見出せない。

○知事の退職手当と選挙に要する費用は、制度上、無関係であると考えられる。

○退職手当を受け取ることとしたうえで、与えられた職務を十分に果たし、県民の期待する成果を出していくことが望ましいと考える。

### 3 審議会の経過

- ・ 11月21日 第1回審議会
- ・ 12月 3日 第2回審議会
- ・ 12月26日 第3回審議会
- ・ 1月16日 知事に対して答申書及び意見書を提出

## 平成27年度 静岡県特別職報酬等審議会の概要

### 1 審議事項

議員の報酬・期末手当の額、知事等の給料・期末手当・退職手当の額

### 2 答申及び意見の概要

#### (1) 給料・報酬

前回改定からの一般職の改定率（累積+1.11%）等を踏まえ、以下のとおり給料・報酬の月額を引き上げることが適当である。

（平成28年4月1日から改定）

	現行の月額	改定後の月額	引上げ額
知事	1,287,000円	1,301,000円	14,000円
副知事	1,051,000円	1,063,000円	12,000円
教育長	815,000円	824,000円	9,000円
議長	1,012,000円	1,023,000円	11,000円
副議長	894,000円	904,000円	10,000円
議員	825,000円	834,000円	9,000円
その他の常勤特別職	737,000円	745,000円	8,000円

#### (2) 期末手当

本県特別職の期末手当は国と同じ制度となっており、国の特別職に合わせて年間の支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。（平成27年度の期末手当から改定）

#### (3) 退職手当

給料・報酬、期末手当及び退職手当を合計した一任期中の総支給額の水準について、財政力が類似する他県の状況を踏まえて審議した結果、現行の支給率を据え置くことが適当である。

### 2 審議会の経過

- ・平成27年11月12日 審議会開催
- ・平成28年1月20日 知事に対して答申書及び意見書を提出



## 1 審議事項

知事及び副知事の給料並びに静岡県議会議員の議員報酬の額の改定

## 2 審議結果及び答申概要

### (1) 報酬等の額

現行の額を据え置くことが適当である。

#### <理由>

特別職の国家公務員及び他の都道府県の特別職職員の改定状況、一任期中の総支給額の本県の水準、本県の部長級の職員の改定状況等を合わせて考慮すると、引上げ又は引下げの改定を行う状況にはない。

### (2) 審議会の開催時期（意見）

これまで、原則として2年に1度開催することが適当であるとしてきたが、今後は知事が適切に水準を注視し、経済状況等に大きな変動がない限り、原則として知事の4年の任期のうち、早い段階で1度諮問することが適当である。

#### <理由>

特別職職員の報酬は、その職務の特殊性や任期があることを踏まえて定められるべきものであって、短期的に見直しを行う性格のものではない。

## 3 審議会の経過

- ・平成29年11月17日 審議会開催
- ・平成29年11月20日 知事に対して答申書を提出

## 令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和3年10月14日  
静岡県人事委員会

### 月例給は改定見送り、ボーナスは引下げ

- ・ 公民較差が極めて小さいため、月例給の改定を行わない。
- ・ 民間の支給状況を踏まえ、ボーナスを引下げ(△0.15月分)

## I 給与について

### 1 公民の較差に基づく給与改定

#### (1) 民間給与との比較

調査対象 444 事業所中、380 事業所の約 1 万 7 千人の個人別給与を実地調査

#### ア 月例給

公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の同じ者同士を比較

(民間給与との較差)

民間給与	職員給与	較差
379,332 円	379,274 円	58 円 (0.02%)

(注) 行政職  
平均年齢 42.7 歳

#### イ 特別給 (ボーナス)

民間の支給割合 4.32 月 (職員の支給月数 4.45 月)

#### (2) 給与の改定

#### ア 月例給

公民較差が極めて小さいため、改定を行わない。

#### イ 特別給 (ボーナス)

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間 4.45 月から 4.30 月に引下げ

(一般職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期	年間
令和 3 年度	期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月 (現行 1.275 月)	4.30 月
	勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)	
4 年度以降	期末手当	1.20 月	1.20 月	4.30 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	

#### [実施時期]

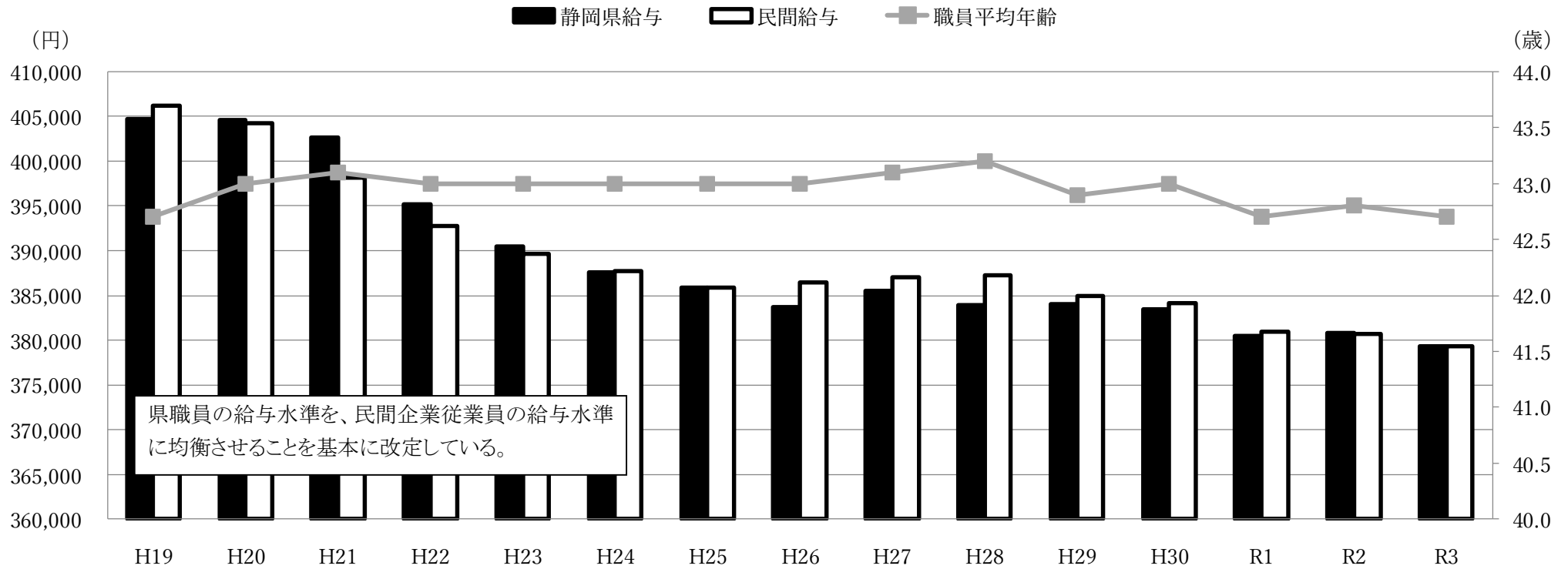
令和3年12月1日

## II 定年の引上げについて

国家公務員の定年の引上げを踏まえ、本県職員の定年を段階的に引き上げ、原則として 65 歳とすべきである。

定年の引上げの円滑な導入に向けて、令和5年4月までの限られた期間に、関係する条例、規則等の制定などを適切に進めていく必要がある。

# 一般職職員の平均給与月額の推移



区分	年度																H30～R3 累積較差率
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
静岡県職員の 平均給与月額 (前年比：円)	404,709 (▲2,189)	404,607 (▲102)	402,652 (▲1,955)	395,128 (▲7,524)	390,458 (▲4,670)	387,580 (▲2,878)	385,856 (▲1,724)	383,630 (▲2,226)	385,503 (1,873)	383,881 (▲1,622)	384,035 (154)	383,511 (▲524)	380,487 (▲3,024)	380,783 (296)	379,274 (▲1,509)		
民間企業従業員 平均給与月額 (前年比：円)	406,219 (▲657)	404,263 (▲1,956)	398,117 (▲6,146)	392,763 (▲5,354)	389,710 (▲3,053)	387,649 (▲2,061)	385,908 (▲1,741)	386,410 (502)	387,008 (598)	387,255 (247)	384,896 (▲2,359)	384,147 (▲749)	380,904 (▲3,243)	380,752 (▲152)	379,332 (▲1,420)		
公民較差率 (較差額)	0.37% (1,510)	▲0.09% (▲344) 改定なし	▲1.13% (▲4,535)	▲0.60% (▲2,365)	▲0.19% (▲748)	0.02% (69) 改定なし	0.01% (52) 改定なし	0.72% (2,780)	0.39% (1,505)	0.88% (3,374)	0.22% (861)	0.17% (636)	0.11% (417)	▲0.01% (▲31) 改定なし	0.02% (58) 改定なし		
平均年齢 (前年比)	42.7歳 (0.4歳)	43.0歳 (0.3歳)	43.1歳 (0.1歳)	43.0歳 (▲0.1歳)	43.0歳 (－)	43.0歳 (－)	43.0歳 (－)	43.0歳 (－)	43.1歳 (0.1歳)	43.2歳 (0.1歳)	42.9歳 (▲0.3歳)	43.0歳 (0.1歳)	42.7歳 (▲0.3歳)	42.8歳 (0.1歳)	42.7歳 (▲0.1歳)		
															0.29%		